

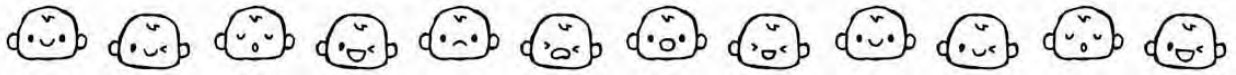
平成28年度版

# きよかわっこ 子育てガイド

清川村マスコットキャラクター  
きよいゅん



清川村

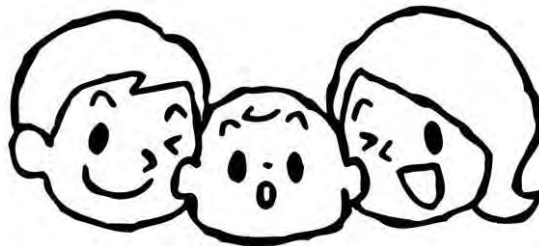


## 〇きよかわっこ「子育てガイド」について

清川村では、子どもたちが健やかに生まれ、のびのびと成長する環境を整備するため、様々な子育て支援を行っています。

この「子育てガイド」は、これから子育てをする皆さん、子育て真っ只中のお父さんお母さんが、安心して子どもを産み育てることができるように、清川村にどのような事業やサービスがあるかを年齢別・目的別にまとめました。

妊娠が分かったときからの子育てに関する情報を紹介していますので、ぜひご活用ください。



## 〇清川村の出生数

|     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年 度 | 21  | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  | 27  |
| 人 数 | 25人 | 10人 | 15人 | 15人 | 14人 | 18人 | 13人 |



## 〇各担当の問い合わせ先

保 健 福 祉 課      ☎046-288-3861  
 教育委員会事務局      ☎046-288-1215  
 総 務 課              ☎046-288-1212  
 ※このガイドの内容は平成28年5月現在のものです。

各事業について、詳しくお知りになりたい方は、お気軽に担当へお問い合わせください。





# 1 母子保健

担当：保健福祉課

母子保健は、母子保健法に基づき、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子健康手帳の交付や健康診査、健康相談を行なっています。

## ①母子健康手帳の交付

妊娠届出をした妊婦に母子健康手帳を交付し、母子の健康記録として活用します。

○交付場所 保健福祉センターやまびこ館

## ②妊婦健康診査・歯科健康診査

○対象 妊婦

○内容 ・妊婦健康診査にかかる14回分の  
受診補助券を交付します。（最大64,000円分）  
・妊娠中に1回無料で歯科健康診査を受診できます。

○受診方法 神奈川県産科婦人科医会協力医療機関及び村妊婦歯科健診実施医療機関で実施

○診査項目 妊婦健診…基本診察、尿検査、血液検査等  
歯科健診…歯と歯ぐきの診察、唾液検査等

○費用負担 無料（村負担）、受診補助券は母子健康手帳交付時にお渡しします。



## ③マタニティ教室

○対象 妊婦及び家族

○内容 妊娠・出産・育児について、助産師、保健師、栄養士、歯科医師等による保健指導

○実施時期 年3回 保健福祉センターやまびこ館

## ④乳幼児健康診査

○対象 【定期健康診査】 ・4か月児 ・8か月～10か月児  
・1歳6か月児 ・3歳6か月児

【定期外健康診査】 定期健康診査以外の乳幼児（未就学児）

○内容 問診、身体測定、内科診察、保健指導、栄養指導、育児相談（奇数月）  
母乳相談（希望者）

○実施日 月1回 原則第3木曜日

○会場 保健福祉センターやまびこ館

○受付時間 午後1時30分～午後2時30分

### ⑤乳幼児歯科健康診査

- 対 象 【定期歯科健康診査】 ・1歳6か月児 ・2歳児 ・3歳6か月児  
【定期外歯科健康診査】 定期歯科健康診査以外の乳幼児（未就学児）
- 内 容 歯科健康診査・歯みがき指導・予防処置等
- 実 施 日 原則 偶数月第3木曜日
- 会 場 村保健福祉センターやまびこ館
- 受付時間 午後1時30分～午後2時30分

### ⑥乳幼児健康相談

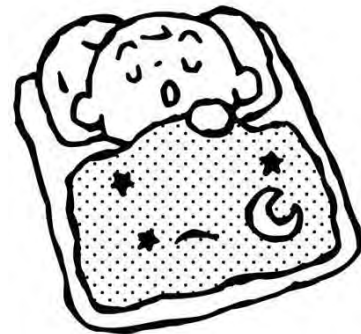
- 対 象 乳幼児
- 内 容 保健師が、子どもの疾病、発達、育児、遊ばせ方など子育てに関する相談に応じます。
- 実施時期 随時（電話での相談も受付けています。）
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館

### ⑦妊産婦訪問指導

- 対 象 妊婦、産婦
- 内 容 妊娠中、または産後の健康状態の確認、家族計画等の相談に保健師が訪問して応じます。
- 実施時期 随時

### ⑧新生児訪問

- 対 象 生後1か月未満の新生児
- 内 容 育児相談及び指導
- 実施時期 随時
- 実施方法 個別訪問



### ⑨育児教室

- 対 象 0歳から4歳までの乳幼児と保護者等で、事前に通知をします。
- 内 容 保育士、保健師、歯科医師、歯科衛生士、日赤指導員等により、乳幼児のむし歯予防、救急法、体を使った体操、遊び等の保健指導を行っています。
- 実施時期 ・乳児対象 年2回  
・幼児対象 年4回程度
- 会 場 保健福祉センターやまびこ館

## 2 予防接種

担当：保健福祉課

予防接種は、個別接種で実施します。実施場所は、村契約医療機関において接種ができます。医療機関は、健康カレンダーに記載しています。

### ①BCG（結核）

- 対象 生後12か月未満
- 接種回数 1回

### ②四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）

- 対象 生後3か月以上7歳6か月未満の乳幼児
- 接種回数 1期初回接種＝3回  
(各回ごとに20～56日の間隔をあけて3回接種)  
1期追加接種＝1回  
(初回3回目完了後、1年～1年半後1回接種)

### ③二種混合（ジフテリア・破傷風）

- 対象 四種混合の1期を完了した11歳以上13歳未満の者
- 接種回数 1回（四種混合の2期として、1回接種）

### ④不活化ポリオ

- 対象 生後3か月から7歳6か月に至るまでのもの  
(三種混合を接種しているもの)
- 接種回数 1期初回3回（20日以上の間隔をおいて3回）  
1期追加1回（初回3回接種後6ヶ月以上の間隔をおいて1回）

### ⑤麻しん・風しん混合（はしか・3日はしか）

- 対象 第1期／1歳から2歳未満の幼児  
第2期／5歳から7歳未満で翌年小学校に入学日の1年前から入学前日までの幼児
- 接種回数 2回



## ⑥日本脳炎

- 対 象 1期＝生後6か月以上7歳6か月未満の乳幼児  
(標準的な接種年齢は3歳から5歳)  
2期＝9歳以上13歳未満の者  
(標準的な接種年齢は小学校4年生)
  - 接種回数 1期初回接種＝2回  
(1～4週間の間隔をあけて2回接種)  
1期追加接種＝1回  
(初回接種完了後、概ね1年をあけて1回接種)  
2期＝1回
- ※ 接種見合せ期間のため、接種を終了していない19歳以下の方も接種可能となりました。(詳しくは、担当までお問い合わせください。)

## ⑦ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン (希望により同時接種可能)

- 対 象 生後2ヶ月以上5歳未満の乳幼児
- 接種回数 月齢によって回数が異なりますので、担当までお問い合わせください。

## ⑧子宮頸がん予防ワクチン

- 対 象 小学6年生から高校1年生の女子
  - 接種回数 3回
- ※平成27年3月末現在、厚生労働省による積極的な接種勧奨の差し控えが継続しています。

## ⑨水痘ワクチン

- 対 象 生後12か月から36か月まで
- 接種回数 2回

## ⑩任意予防接種

小児インフルエンザワクチン

- 対 象 生後6か月から小学6年生(13歳未満)
- 接種回数 2回
- 内 容 1回の接種あたり1,000円を助成



### 3 子育て支援

担当：保健福祉課

清川村には児童福祉施設がないため、保健福祉センターやまびこ館を利用し、児童の健全育成と子育てしている親の交流などの地域コミュニティによる子育ての支援をしています。

#### ①のびのび子育てサロン

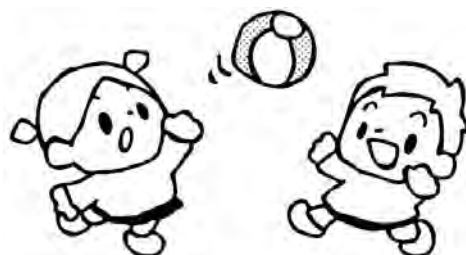
乳幼児（未就学児）をお持ちの方の育児不安の軽減や保護者間の交流による仲間づくりなどの育児支援を行っています。

- 対象 乳幼児及びその保護者等
- 内容 保育士、保健師による育児相談、絵本の読み聞かせなど遊びの指導（参加無料）
- 実施時期 水曜日（年9回） 午前10時～正午
- 会場 保健福祉センターやまびこ館

#### ②だっこらっこクラブ（子育て支援サークル）

近所に子どもが少なく子ども同士で遊ぶ機会が少ないため、子どもの遊びを通じた仲間づくりや、子育て家庭の親同士が気軽に交流するため、自主運営している子育てサークルです。

- 活動内容
  - ・公園や保健センターでの遊び
  - ・おやつ作りなど
- 費用
  - ・参加費 活動内容によって費用がかかる場合があります。
  - ・保険料 大人 110円、子ども1人につき100円



#### ③ブックスタート

赤ちゃんと保護者が言葉を交わしながら楽しいひとときを持つことができるよう、ブックスタートパックを配付します。

- 対象 4か月健診の対象乳児と保護者
- 内容 保健福祉センターやまびこ館で4か月健診を受診した乳児に絵本などが入ったブックスタートパックを配付。（1回のみ）



#### ④きよかわっ子誕生お祝い金

清川村で生まれた子どもの健やかな成長発達を支援するために、村から出産祝い金を交付します。（出産1人につき10万円）※住居地要件あり

#### ⑤子育て支援用品購入費助成（おむつ等購入費助成）

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の充実と子育て支援を推進するため、子育て支援用品購入費の一部助成を図ることで、養育者の経済的負担の軽減を図ります。

- 対象 象 0歳から2歳6ヶ月
- 助成金内容 1ヶ月4,500円（上限）
- 対象用品 紙おむつ・布おむつ・おしりふき・トイレトレーニング用品

#### ⑥子育てママリフレッシュ事業

毎日、子育てに忙しい母親（父親）に日頃の育児疲れや育児への不安を解消し、心身のリフレッシュと育児負担の軽減を図ることで、楽しく子育てを続けてもらうことを目的に、あおぞら保育園の一時預かりを利用できる利用券を発行します。

- 対象 象 4月1日現在の年齢で1歳児、2歳児  
（保育所へ入所していない児童のみ）
- 内容 1年間で6回利用できる利用券を発行（1回4時間まで）
- その他 おやつ（50円）、給食（200円）は自己負担

#### ⑦歯ッピーむしばゼロ

フッ化物による洗口を早期のうちに行うことにより、口腔ケア・むしば予防・歯の健康の保持増進をはかります。

- 対象 象 4歳以上15歳以下の児童・生徒
- 実施方法 年2回、清川村より配布された無料券を持参し、清川村が委託している植木歯科医院で処方・方法指導を実施したうえで、自宅でフッ化物ナトリウムを水に溶かしたうがい液で、「ブクブクうがい」をします。
- 費用 無料



## 4 保育所入所

担当：保健福祉課

保育所（園）は、保護者や家族が働いていたり、出産や病気、介護等の理由により家庭で保育ができない場合、保護者に代わって一定の時間、お子さん（村内あおぞら保育園はおおむね生後6ヵ月から小学校入学前）を保育する施設です。清川村には、認可保育所の「社会福祉法人 白梅福祉会 あおぞら保育園」があります。この他、在勤する市町内の保育所に預けることもできます。

### ①入所申込み

あおぞら保育園及び村外の認可保育所への入所手続きは、役場保健福祉課で受付しています。入所申込みの際には、保育の必要性の認定を受ける必要があります。必要書類は保健福祉課で用意しています。事前にご相談ください。

### ②入所基準

平成27年度4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことに伴い、認定基準が次のとおりとなります。

《保育時間について》 ※就労時間に往復の通勤時間も含まれます。

○就労時間が月 120時間以上／月の場合・・・保育標準時間認定

保育時間：午前7時～午後6時までの11時間（延長保育あり）

○就労時間が月 64時間以上120時間未満の場合・・・保育短時間認定

保育時間：午前8時30分～午後4時30分までの8時間（延長保育あり）

（この保育時間は、あおぞら保育園の時間となります。管外の保育所を希望される場合は、保育時間が異なる場合があります。）

《入所基準》

保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかに該当する場合となります。

- 1 家庭外（内）で就労する場合（1日4時間、週4日以上で  
月64時間以上就労していること）
- 2 母親の出産（出産予定前8週間から産後8週間）
- 3 病気、負傷（保護者が病気、負傷、心身に障害を有している）
- 4 病人の介護等
- 5 家庭の震災、風水害、火災その他の災害の復旧
- 6 保護者の求職活動中（原則として入所後3ヶ月以内に就労することが前提であること）
- 7 就学（職業訓練校等での職業訓練含む）していること
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時にすでに保育園等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること



10 村長が認める上記1～9に類する状態であること

※1～5、7、8、10については、条件により保育標準時間認定または保育短時間認定

※6、9については、保育短時間認定のみ

### ③入所対象年齢

保育所（園）への入所は、おおむね生後6ヵ月から小学校入学前までの児童が対象です。

### ④保育料

保育料は、父母またはお子さんと同一世帯に属する扶養義務者（生計の中心者である場合に限る）の前年分の市町村民税所得割の課税額により決定します。平成27年度以降、保育料の切り替え時期が4月から9月に変更されます。詳細な金額については保健福祉課へお尋ねください。

### ⑤開所時間

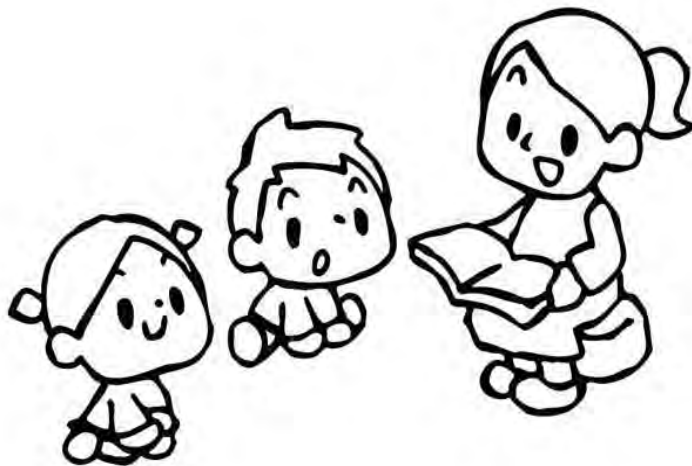
入所施設により異なります。村内の「あおぞら保育園」は次のとおりです。

○平日 午前7時～午後7時30分（延長保育時間含む）

○土曜日 午前7時～午後3時（延長保育時間含む）

※村外の保育所については、上記の内容と異なる場合があります。村外の保育所に入所を希望される場合は、所在市町の保育所主管課でご確認ください。

※認可保育所以外の施設で、小学校入学前の児童を保育することを目的とした小規模保育施設や事業所内保育施設等もあります。これらの施設に入所を希望される場合は、直接保育施設にお問い合わせください。

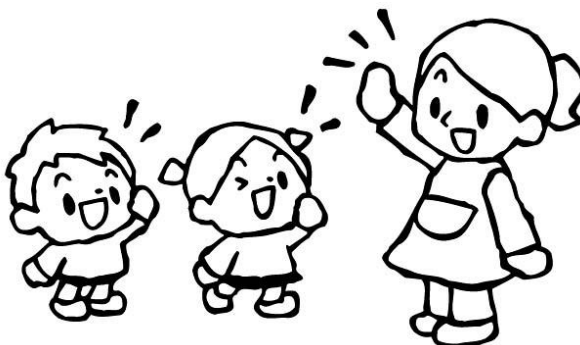


## 5 村立清川幼稚園

担当：教育委員会事務局

どの子にとっても、「一人ひとりが認められる場所であること」「活かされる場所であること」「幼稚園は楽しいところであること」「十分遊べる場所であること」を念頭に園生活を進めています。

- ①所在地 清川村煤ヶ谷2130番地
- ②定員 140名
- ③通園区域 村内全域
- ④保育時間 3歳児 1学期 午前9時～午前11時  
2学期・3学期  
午前9時～午後2時
- ※ 子どもの様子や気候により変更あり
- 4・5歳児 月曜～金曜 午前9時～午後2時
- ④費用 入園料3,000円 給食費2,700円/月 別途教材費等
- ⑤通園方法 4・5歳児 バス利用児は、路線バスを利用。専任の送迎員が最寄りのバス停留所まで付添う。徒歩・自家用車利用児は家庭で行う。  
3歳児 全員各家庭で行う。
- ⑥給食 4・5歳児 学校給食を利用（月1～2回お弁当持参あり）  
3歳児 午前中で降園の場合は、牛乳  
午後まで保育の場合は、4・5歳児と同じ
- ⑦年間行事 入園式、誕生会、夏まつり、運動会、大山登山、遠足、冬のつどい、みんなの集い、感謝の会、卒園式（主なもの）
- ⑧入所申込み 幼稚園へ直接申込み



## 6 一時保育

担当：保健福祉課

清川村では、ご家庭の様々な事情等に対応できるよう、次の一時保育事業を行っています。それぞれのパターンに応じて、ご利用ください。

### ①あおぞら保育園一時預かり

○育児疲れでリフレッシュしたい方や保護者の通院や入院、家族の介護などの理由で家庭での保育が困難な方のお子さんを一時的にお預かりするもの。

○対象 生後6ヶ月から小学校入学前の児童

○保育の実施日・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分のうち4時間  
1時間ごとに延長あり（有料）  
（年末年始、土日祝日、学年始学年末などはなし）

○保育場所 あおぞら保育園内

○費用 年齢や時間によって異なります。  
半日（4時間）利用 800円～1,600円  
延長1時間毎に 200円～400円

○申込・問合せ あおぞら保育園 ☎046-281-7350

### ②清川幼稚園預かり保育

○育児に伴う心理的・肉体的な負担の軽減や、保護者の通院・入院、親族の冠婚葬祭やリフレッシュなどの理由で家庭での保育が困難な方のお子さんを一時的にお預かりするもの。

○対象 清川幼稚園に在園する児童（3歳児は2学期から）

○保育の実施日・時間 月～金曜日 降園時間～午後5時まで  
（夏季・冬季休業中、祝日、学年始学年末などはなし）

○保育場所 清川幼稚園内

○費用 無料

○申込・問合せ 清川幼稚園 ☎046-288-1254



## 7 放課後児童クラブ

担当：保健福祉課

放課後児童クラブは、就労等により保護者が家庭にいない児童のために、授業の終了後に適切な遊び場及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

- ①対 象 小学校1年生から6年生までの児童  
※清川村立小学校に在籍し、保護者の就労、疾病及びそのほかの理由により、放課後等家庭において保育を受けられない者で、かつ集団生活を営む上で著しく支障のない者
- ②内 容 指導員が「集団による遊びを通じた生活指導」や「交通事故防止などの安全指導」に関することを指導します。  
○開 所 日 月曜日～金曜日（※年末年始を除く）  
○開所時間 午後1時～午後6時30分（短縮授業のときは、学校終了後から）  
○長期休暇（12/29～1/3を除く）、祝日及び振替休日  
午前8時30分～午後6時30分  
○早朝保育 午前8時～午前8時30分（有料）（1日開所日のみ）  
○延長保育 午後6時30分～午後7時（有料）
- ③実施場所 村保健福祉センターひまわり館2階・ボランティア活動室
- ④費 用 ○放課後児童クラブ保育料／月額6,000円  
○教材費、おやつ代等／月額2,000円（夏休みのみ別途負担あり）  
○放課後児童クラブ傷害保険料／年額1,800円  
○早朝・延長保育料／1回100円（月締め上限1,000円）



## 8 放課後子ども教室

担当：教育委員会事務局

子どもたちの居場所づくりとして、小学生の放課後の時間を利用し、学習やスポーツ、体験活動等を通して、異年齢児間の交流を促進するとともに、子どもたちの創造性、自主性及び社会性を養い、学力向上と健全な育成を図ることを目的としています。

①日 時 水曜日から金曜日までの放課後

(1) 基本時間

|       |       |                  |
|-------|-------|------------------|
| 4～7月  | 1年生   | 下校～午後4時30分       |
|       | 2・3年生 |                  |
|       | 4～6年生 | 下校～午後5時又は午後5時30分 |
| 9月    | 1年生   | 下校～午後4時30分       |
|       | 2・3年生 |                  |
|       | 4～6年生 | 下校～午後5時又は午後5時30分 |
| 10～3月 | 1年生   | 下校～午後4時30分       |
|       | 2・3年生 |                  |
|       | 4～6年生 |                  |

※ 学校の下校時間により曜日及び時間を変更することがあります。

②場 所 生涯学習センター「せせらぎ館」ほか  
※ 教室の内容、参加人数等により変更します。



③対 象 緑小学校児童

④内 容 (1) 学習（復習、プリントなど）  
(2) 体験活動（スポーツ、ダンス、陶芸など）

⑤基本日程

|     |       |                    |
|-----|-------|--------------------|
| 水曜日 | 学習・体験 | 4～6年生（又は1年生、2・3年生） |
| 木曜日 | //    | 1年生（又は2・3年生、4～6年生） |
| 金曜日 | //    | 2・3年生（又は1年生、4～6年生） |

※ 学校の下校時間により変更することがあります。

⑥参加申込

次の書類を学校を通して教育委員会事務局に提出してください。

(1) 登録申請書

※ 年度当初に一度だけ提出する。ただし、提出した記載内容を変更する場合は再度提出する。

## (2) 参加申込書

※ 1ヶ月毎の参加申込書を指定する期日までに提出する。

⑦参加費 無 料

### ⑧その他

- 放課後子ども教室に参加する時は、学校から直接会場に来ることになりますので、保護者の責任での対応をお願いします。
- 参加申込み後、欠席する場合や帰宅方法を変更する場合は、教育委員会事務局に連絡してください。
- 教室の詳細（実施日時、対象学年、内容、時間、場所及び持ち物等）を1ヶ月毎に予定表を作成して保護者に配付します。





## 9 児童手当

担当：保健福祉課

児童手当は、次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちを応援するという趣旨で支給されるものです。

### ○手当を受けられる人

0歳から中学校卒業後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に支給されます。所得制限があります。

|      |                |    |         |
|------|----------------|----|---------|
| ○支給額 | 0歳～3歳未満        | 月額 | 15,000円 |
|      | 3歳～小学生（第1・2子）  | 月額 | 10,000円 |
|      | 3歳～小学生（第3子以降）  | 月額 | 15,000円 |
|      | 中学生            | 月額 | 10,000円 |
|      | 所得制限額以上（1人あたり） | 月額 | 5,000円  |

○支給時期 原則として 2月、6月、10月

### ○届出

#### ・認定請求書

出生、転入等により新たに支給資格が生じた場合、児童手当を受給するために必要となるものです。提出先は市町村窓口（公務員の方は勤務先）の提出となります。

#### ・額改定認定請求書

出生などにより支給対象となる児童が増えたとき

#### ・額改定届

転出などにより支給対象となる児童が少なくなったとき

#### ・受給事由消滅届

転出、支給要件児童を監護しなくなったとき

#### ・住所変更届

同じ市町村のなかで住所が変わったとき

### ○その他

- ・児童の国内居住要件（留学中を除く）があります。
- ・児童が児童養護施設に入所している場合は、施設の設置者等に支給します。
- ・監護及び生計同一の要件を満たす方が複数いる場合は、児童と同居している方に支給します。（離婚協議中の別居の場合は支給可能、単身赴任中は除く。）
- ・届出には受給者の方の健康保険証及び印鑑（場合により振込先の通帳）が必要です。



## 10 医療費助成

担当：保健福祉課

### ①ひとり親家庭等医療費助成

#### ○対象

次のいずれかに該当する児童（満18歳になった日以後の最初の3月31日までの者。ただし、重度障害を有する児童又は学校教育法に規定する学校に通学する児童については20歳に達する日の前日まで）を監護している父又は母、養育者（里親は除く）で、所得が一定未満の家族

- ・父又は母が死亡した児童 ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が、婚姻によらないで懐胎した児童
- ・その他（孤児等）

○内容 医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。なお、医療機関等で福祉医療証が使えないときは、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。

※他の医療制度で助成を受けられる方を除きます。

### ②小児医療費助成

○対象 0歳から中学校卒業後最初の3月31日までの間にある児童

○内容 小児医療証と健康保険証を医療機関等の窓口に表示することにより、医療機関等で支払う自己負担額（健康保険適用分のみ）を助成します。なお、医療機関等で小児医療証が使えないときは、領収書等必要書類を持参の上、医療費支給申請をすることにより助成が受けられます。所得制限はありません。



## 11 母子・父子家庭への援助

担当：保健福祉課

母子・父子家庭の経済的、精神的な負担を軽減し、健全な家庭生活と児童の福祉向上を図るため、手当等支給を行います。

### ①児童扶養手当

対象は、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している母又は養育者に支給されます。（政令で定める程度の障害の状態にある児童は20歳まで）

※ 児童又は母が公的年金を受けられるときは対象とならない場合があります。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が一定以上の障害にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ その他



○支給額（平成28年4月現在）

| 区分        | 全額支給                    | 一部支給             |
|-----------|-------------------------|------------------|
| 児童1人のとき   | 月額42,300円               | 月額42,320～9,990円  |
| 児童2人のとき   | 月額47,330円               | 月額47,330～14,990円 |
| 児童3人以上のとき | 3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算 |                  |

※一部支給額は所得額に応じて決定されます。

※所得が一定額を超えると全額支給停止になります。

### ②母子福祉手当

○対象 夫と死別、若しくは離婚し、又はこれと同様の状態にある者で18歳に満たない子と同居してこれを養育かつ生計を維持している母に支給します。（清川村に1年以上居住していること、基準日4月1日）

○支給額 子が1人のとき 年額15,000円  
子が1人増すごとに 年額5,000円を追加

○その他 「きよかわ通信」により広報するとともに、前年度の対象者で、今年度も該当するであろうことが見込まれる対象者には、個別通知を送付します。

## 12 就学援助制度

担当：教育委員会事務局

清川村では、お子さんが小・中学校で楽しく勉学に励むことができるよう次の世帯の方に学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。

- 対象
- ・生活保護が廃止になった。
  - ・村民税、個人事業税、固定資産税のうち、いずれかが非課税または、減免・免除を受けた（地方税法第295条第1項、同323条、同72条の62、同367条による措置）。
  - ・国民年金、国民健康保険のうち、いずれかの保険料の減免・免除を受けた（国民年金法第89条、同90条、国民健康保険法第77条による措置）。
  - ・児童扶養手当の支給を受けた（児童手当とは異なります）。
- 内容
- 援助の内容となるものは、学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費です。支給額は、年度により異なります。
- 申請手続
- 援助を受けられる世帯に該当しそうな方は、4月中旬以降、学校から就学援助費交付申請書を受取り、必要事項を記入して、学校へ提出してください。また、前年度に認定を受けていた方も、新たに申請が必要です。
- 援助の決定
- 教育委員会で、各家庭の状況や収入額などを総合的に検討し、その結果を通知します。



### 13 清川村小・中学校入学祝金支給事業

担当：教育委員会事務局

村内に住所を有し、実際に居住している児童・生徒の保護者を対象に、保護者の経済的負担の軽減や次代の社会を担う新入学児童・生徒の健全な育成に資することを目的に入学祝金を支給しています。

- 対 象 住民基本台帳に登録され、居住している児童・生徒の保護者
- 内 容 小学校・中学校入学時に児童・生徒1人につき3万円を支給
- 手続方法 入学式当日に現金で支給します。事前に申請書等の手続きは必要ありません。



## 14 高等学校等通学費補助制度

担当：教育委員会事務局

高等学校等に通学している生徒がいる家庭の経済的負担を軽減することを目的として、高等学校等の通学費補助を次の2種類で行っています。

○対象 村内に住所を有し、高等学校等へ通学する生徒の保護者

※定期券及び自転車を購入したことに対する補助事業ですので、証明するものがない場合は、補助することができませんので予めご承知おきください。

※高等学校卒業後、大学や各種学校へ通学する場合は、大学等通学費補助制度がありますので、担当へお問い合わせください。



### ①高等学校等通学費補助金（バス定期）

○内容 バスにより通学している生徒に対し定期券代を補助する。

○助成金額 3ヶ月定期又は期間調整定期（3ヶ月を超えて買うことのできる定期）購入代金の5割を補助する。

○申請手続 補助金等交付申請書及び口座振込依頼書に必要事項を記入のうえ学生証の写し（初回だけ）、通学定期券等下記添付書類を申請期間の提出期日までに、清川村教育委員会へ提出してください。

○申請時に必要なもの 学生証の写し、通学定期乗車券、期間調整定期の写し又は購入領収書、その他必要書類、印鑑（シャチハタ不可）

○その他 高等学校等通学用自転車購入費用補助金（自転車購入補助）の交付を受けた場合申請できません。ただし冬季（12月から3月までの3ヶ月間）のみ申請することができます。

### ②高等学校等通学用自転車購入費補助金

○内容 自転車通学するために自転車本体を購入した場合の、購入費用を補助する。

○助成金額 2万円を上限として補助する。ただし、2万円未満の自転車購入の場合は、その額を補助する。（在学中1回のみ）

○申請手続 補助金等交付申請書及び口座振込依頼書に必要事項を記入のうえ、学生証の写し等下記添付書類を購入後すみやかに、清川村教育委員会へ提出してください。

○申請時に必要なもの 学生証の写し、自転車購入領収書の写し、自転車通学の証明書、その他必要書類

○その他 高等学校等通学費補助金（バス定期券補助）の交付を受けた場合申請できません。ただしバス定期補助を冬季（12月から3月までの3ヶ月間）のみ受ける方は申請できます。

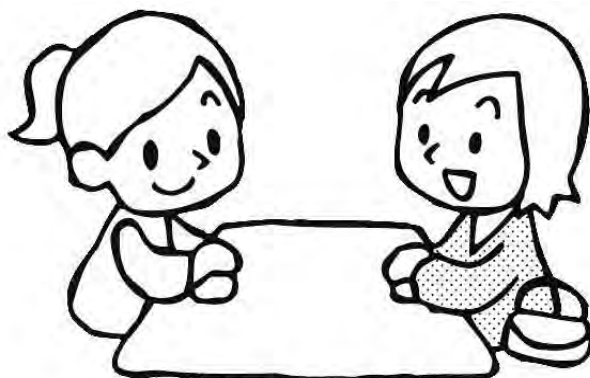
## 15 教育相談・育児相談

---

担当：教育委員会事務局

清川村教育委員会では、村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者の皆様と教育に関する相談活動を行い、より良い教育活動を行っていきたいと考えています。

- 対象 村立の幼稚園、小学校、中学校に在籍する子ども及び保護者
- 相談内容 (1) 学校生活…不登校、いじめ、人間関係、学習の遅れ、進路など
- (2) 成長…発達、学習、言葉の発達など
- 面談日 毎月第4水曜日／午前9時～正午、午後1時～午後5時  
(1回の面談は、1時間以内)
- 場所 清川村生涯学習センター セセラギ館
- 担当 清川村教育委員会指導主事  
清川村教育委員会訪問教育相談員
- 申込方法 前日までに、電話またはメールで随時申込み。  
(メールの場合は、在籍する学校名、子どもの氏名、相談希望日を送信→確認後返信します。 [iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp](mailto:iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp))



## 16 子どもに関する防犯

担当：①②教育委員会事務局・③④総務課

清川村では、子どもたちを事件、事故から守るため「かけこみOKの家」と「安全パトロール」、あいさつ運動「ふれあいタイム」を実施しています。地域の皆様もぜひご協力をよろしくお願いいたします。

### ①かけこみOKの家・安全パトロール

緊急時に子どもが安心して避難できる場所として、ご協力いただいている村内事業所や個人のご自宅の玄関など見やすい場所に看板を設置しています。また、小中学校PTAの皆さんを始めとして保護者以外の方にもご協力いただき、個人の車両に「安全パトロール」のプレートを貼り、犯罪の未然防止に努めています。

### ②あいさつ運動「ふれあいタイム」

清川の子どもを育てる会では、地域での「あいさつ運動」を推進しています。「あいさつ」をきっかけとして住民同士が交流を深め、地域の結びつきを強めることで、防犯対策も含め、明るく安全な地域社会の推進につなげることが目的です。

また、小中学校の登下校時間に合わせて、子どもたちに積極的に声をかけていただく「ふれあいタイム」を実施しています。

「ふれあいタイム」の時間帯は、小中学校の登下校時間に当たる平日午前7時～午前8時30分までと、午後2時～午後5時までです。

地域の皆さんには、この時間帯に合わせて通学路などに出て、積極的に子どもたちへ声をかけ、あたたかく見守っていただきますようお願いします。





### ③防犯パトロール

清川村は、地域住民の皆さんの自主防犯意識の高揚と地域防犯活動推進の一助として、ベストなどの防犯パトロール物品を貸与しています。

自治会内の会合や地域行事、朝晩の散歩、児童・生徒の登下校時などのパトロールの際に着用し、犯罪の抑制に活用していただきますようお願いいたします。

なお、活動については、巡回するなどの防犯啓発を通じ犯罪を抑制することが目的であり、危険な行為を求めるものではありません。また、活動を強制したり、報告義務を課したりすることはありません。

「安全で住みよい村づくり」のため、皆様のご協力をお願いします。

○配付物品 ①防犯パトロールベスト ②防犯腕章

③防犯マグネット（車両用） ④防犯キャップ

※①②③は貸与、④は譲渡します。

※③防犯マグネット（車両用）は、劣化によりはがれやすくなった場合、事故防止のため速やかに使用を中止してください。

○対 象 村内在住・在勤で、村内で自主的に防犯パトロールを実践する団体または個人

### ④きよかわ安全・安心情報ネットサービス

このサービスは、電子メールを利用して、ご登録いただいたパソコンや携帯電話のメールアドレスに対して村内の防災行政情報をお知らせするサービスです。お知らせする内容は、防災・消防情報、緊急性のある迷子、不審者情報などです。

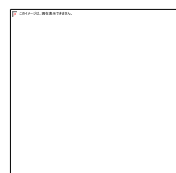
○登録方法 登録には、①～③の以下の3つの方法があります。

①下記のアドレスへ直接メールを送信し、登録する。

bousai@town.kiyokawa.kanagawa.jp ※件名及び本文は未入力

②清川村ホームページから登録する。トップページ下段に、専用アイコンがあります。

③QRコードで登録する。



## 17 救急医療

担当：保健福祉課

### ①休日夜間急患診療所（厚木市メジカルセンター）

○診察日 平日夜間、土曜日夜間、日曜日、祝日、年末年始

○診療科目 内科、小児科

○受付時間

|          |   |
|----------|---|
| 月～金（夜間）  | 午後7時～午後9時30分                                |
| 土（夜間）    | 午後6時～午後9時30分                                |
| 日・祝・年末年始 | 午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分、<br>午後6時～午後9時30分 |

○連絡先 電話 046-297-5199

### ②厚木市立病院による休日・夜間の二次救急

○診療日 平日夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始

○診療科目 内科、外科、小児科

○受付時間

|          |             |
|----------|-------------|
| 平日夜間     | 午後5時～翌日午前9時 |
| 土曜日      | 24時間        |
| 日・祝・年末年始 | 24時間        |

○連絡先 電話 046-221-1570

### ③病院による輪番制診療

○診察日 平日夜間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始

○診療科目 内科、外科

○受付時間

|          |             |
|----------|-------------|
| 平日（夜間）   | 午後5時～翌日午前9時 |
| 土曜日      | 正午～翌日午前9時   |
| 日・祝・年末年始 | 午前9時～翌日午前9時 |

○診療病院 次の病院が 輪番制で行います。（第1当番病院）

月曜日：湘南厚木病院（☎046-223-3636）

火曜日：愛川北部病院（☎046-284-2121）

水曜日：近藤病院（☎046-221-2375）

木曜日：仁厚会病院（☎046-221-3330）

金曜日：【奇数月】仁厚会病院（☎046-221-3330）

【偶数月】湘南厚木病院（☎046-223-3636）

土曜日：森の里病院（☎046-247-2121）

※第2当番病院は東名厚木病院です。（金曜日は除く）



#### ④休日歯科診療（歯科保健センター）


- 診 察 日 日曜日、祝日、年末年始
- 診療科目 歯科
- 受付時間 午前10時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
- 連絡先 電話 224-6081  
厚木市総合福祉センター1階



#### ⑤清川村健康相談24

夜間、子どもが急に熱を出したときの対処やケガの応急手当てなど、フリーダイヤルで24時間、ヘルスカウンセラーが対応します。

また、医療機関や専門外来などのご案内、妊娠・出産・育児などの相談や健康相談等に、分かりやすくアドバイスします。

- 電話番号  0120-288-132（通話無料）
- 受付時間 24時間・年中無休
- その他 ・利用に関しては、清川村にお住まいの方に限ります。

#### ⑥かながわ小児救急ダイヤル

夜間、子どもの体調のことで判断に迷ったときや家庭でどのような対処をすればよいか、すぐに医療機関にかかる必要があるかなどについて、看護師等の専任の相談員が対応します。（この電話相談は、助言を行うものであり、電話による診断や治療を行うものではありません。）

- 電話番号 #8000 プッシュ回線、携帯電話から  
045-722-8000 ダイヤル回線、IP電話、PHS等から
- 受付時間 午後6時～午前0時

